

原子力被災12市町村農業者支援事業 Q & A

平成29年10月現在

農林水産省大臣官房文書課
災害総合対策室

目次

【１．事業対象地域】

- (問１) 本事業は、被災12市町村の避難区域等の区域に限定されずに、該当市町村全域が対象となるのか。
- (問２) 12市町村外で営農再開する場合は対象になるか。
- (問３) 被災農業者が12市町村外で既に営農再開を行っている場合、被災前の12市町村に戻って営農を行う場合には対象になるのか。
- (問４) 農地が依然として帰還困難区域等であり、居住することや通い耕作も難しい地域の取組も事業対象になるのか。
- (問５) 経産省が実施している「原子力被災事業者事業再開等支援事業」では、県外で事業再開する場合であっても事業対象(補助率 1／3)となるが、なぜこの事業は対象外なのか。
- (問６) 同じ12市町村であっても、避難区域等とそれ以外の区域では被災度合いが大きく異なることから、事業上の取扱(補助率、優先採択等)に差を設けられないのか。

【２．事業対象者】

- (問７) 実施要領の第７の(１)農産物の販売を目的とする農業者とはどのような農業者か。また、その場合はどのように確認するのか。
- (問８) 株式会社等の法人は対象となるか、また、農協やNPO法人、農外から参入する株式会社、農業者が組織する団体等は対象となるのか。
- (問９) 対象者の年齢制限はあるのか。(高齢者は対象外なのか。)
- (問10) 新規就農者は県外者も含めて対象となるのか。
- (問11) 経産省が実施している「原子力被災事業者事業再開等支援事業」の助成を受けている商工事業者が、農業を営んでいる場合、本事業は対象となるか。
- (問12) 被災後に一度営農再開(県内、県外を含む)したが、その後休止し、今回新たに営農再開する場合は対象となるか。
- (問13) 被災後に家族に農地や経営権を委譲した場合には、当該受譲者は対象となるのか。
- (問14) 補助対象者について、被災後は、避難も作付中止もしておらず、営農を継続している人は対象となるのか。
- (問15) 「営農再開等を行う農業者」とは具体的にどのような者か。
- (問16) 東電賠償金を受給している場合は、本事業は使用できるのか。
- (問17) 後継者が確保されていない高齢の農業者も事業の参加が可能なのか。
- (問18) 被災12市町村内で就農する新規就農者に対するフォローアップとは具体的に何か。
- (問19) 被災12市町村内の個人の農業者が、本事業を契機に法人化や農業者団体の組織化を行っても対象となるか。また、県外を含む被災12市町村外の地域で既に農業を営む者が、被災12市町村で新たに農業を営む場合も対象となるか。
- (問20) 実施要綱の別記の１の(10)の規定の趣旨は、農業用機械、施設の導入について、被災地域農業復興総合支援事業で経営展開される者は、本事業は利用できないということなのか(同一の者が二つの事業を併用することは出来ないのか)。

【３．事業計画の内容】

- (問21) 事業計画の対象期間は何年間とするのか。
- (問22) 被災前に営んでいた作目や畜種と異なるものに取り組む場合も対象となるのか。
- (問23) 補助対象経費の上限額の特認である３千万円の要件に、「市町村が策定する復興計画等に沿ったものとして市町村が確認した者」とあるが具体的にどのような計画が該当するのか。

- (問24) 補助対象経費の上限は1千万円で、特認で3千万円まで可能ということだが、特認の要件は、具体的に何か。
- (問25) 農業機械と施設等の導入を別々の計画書として作成し、例えば、1年目と2年目に別々の計画書を提出すれば、各1千万円(特認の場合は3千万円)の事業費とするなどして、2回以上の申請が認められるか。
- (問26) 親子で経営を分けている場合、補助対象経費は上限1千万円ずつ合計2千万円が対象となるのか。
- (問27) 事業費が特認の3千万円を上回る施設整備等については、事業対象となるか。
- (問28) 農産物の出荷・販売をせずに農業者が自ら農地の保全管理を行う場合に、農業用機械等の導入は対象となるか。また、農業用機械等の導入の当初は出荷・販売を行わず、数年後に出荷・販売を行う場合は対象となるか。
- (問29) 事業対象の農地については、対象農業者が管理(利用権及び作業受託)する農用地であれば、営農再開の如何を問わず、既に営農が継続されている農用地も対象となるのか。
- (問30) 従前の機械・施設を整備する場合、利用規模の下限面積などの制限はあるのか。
- (問31) 事業目的に合致し、他の要件等を満たしている場合、機械等の単純更新は事業対象となるか。
- (問32) 平成29年度に帰還して実証的に営農再開に取り組み、平成30年度に本格的に営農を再開して作物栽培を拡大する(ただし、取組面積は未定)ことを前提に、平成29年度に農業機械、施設を導入する場合は対象となるか。
- (問33) 事業実施主体が作成する実施計画書(実績報告書)の様式簡素化できないか。
- (問34) 補助金の上限額は、事業実施主体が消費税の課税または非課税事業者であることに関わらず、一律に適用されるのか。
- (問35) 骨材等の廃材を処分するにあたって利益が発生する場合、事業費はどのように算定すればよいか。

【4. 手続き等】

- (問36) 事業計画の策定の相談や提出先等の手続きはどのように行うのか。
- (問37) 事業の参加申し込みはいつでも出来るのか。
- (問38) 平成28年度は、いつから事業着手可能か。
- (問39) 事業着手において遡及できるのか。
- (問40) 事前着工は対象となるのか。
- (問41) 事業の申請前に、事業の適用を期待して、事前に購入した資材や施設、機械は、領収書を確保しておけば事業対象となるか。
- (問42) 農業機械の導入、施設整備は、年度をまたがって(2カ年)取り組むことも可能か。
- (問43) 平成28年度は、年度途中からの事業執行となるが、交付決定前着手はどの程度まで認められるのか。
- (問44) 平成28年度内の事業竣工を目指す上では日程が限られており、あらかじめ準備できる資料や書類は準備しておくことが望ましいが、事業計画書の申請の際に求められる内容は何か。参考見積書が準備できていればよいのか。
- (問45) 事業実施計画書に記載する「被災前営農面積」について、水稻以外は根拠資料がなく確認できない場合、事業実施主体の自己申告で確認して良いのか。
- (問46) 実施計画書に記載する農地等の面積は、固定資産税課税明細書や農家台帳等の数値を記載するのか。
- (問47) 営農再開地域の農地は狭隘で、農業者あたりの経営規模も小さい。一方で、農業者の減少により自ずと営農再開者への集積が進むことが予想されるが、その時期が容易に見通せないことことから、補助対象となる施設・機械の規模は、本来必要な機械等の利用面積の1/2以上であれば対象として良いか。そうでない場合には、どのようにして利用規模の下限面積を設定するのか。

- (問48) 中古農機具の場合、現品限りあるいは在庫量が少なく、複数社からの見積徴取が困難な場合、1社のみとなった理由書を添付することによりか。
- (問49) 「補助対象とする経費は、取組の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定」とあるが、これを担保するために事業実施主体にはどのようなことを行う必要があるのか。
- (問50) 古品古材について、利用管理を行う上で不都合の無い適正な耐用年数(機械単体は2年以上)であることをどのような基準・方法で評価するのか。
- (問51) 事業実施主体の自己負担分の資金が適正に確保されていることが确实と見込まれなければならないことをどのように確認するのか。

【5. 補助対象経費】

- (問52) 農業機械はその規模や金額を問わず、あらゆるものが対象となるのか。
- (問53) 中古の機械・施設は対象となるのか。
- (問54) 農機具の修繕は対象となるのか。
- (問55) 軽トラックは対象になるのか。
- (問56) 農業機械、施設のリース購入に係る費用は助成対象か。対象とならないとすれば、その理由は何か。
- (問57) 農業用トラクターは、補助対象となるのか。
- (問58) 農業用トラクターの修理部品、オイル等の消耗品は事業対象となるのか。
- (問59) 営農再開等に必要であれば、アタッチメント(トラクターの作業機等)や修繕(経年劣化したハウス被覆資材の交換、既存機械のメンテナンス)も対象となるのか。
- (問60) 現行よりも大きめの機械の導入は対象となるか。
- (問61) バックホー、重機等の汎用性のある機械は対象となるか。
- (問62) 今後の経営発展を見据え、農業生産用機械のみならず、加工や直売用の機械も対象となるのか。
- (問63) 既に他の補助金により機械・施設を導入していた場合に、当該機械・施設を処分して、本事業で整備することは可能か。
- (問64) 農産物の加工用機械や施設は、事業対象となるのか。
- (問65) 農産物直売施設は、事業対象となるのか。
- (問66) 鳥獣害対策用のICT機器は対象となるか。
- (問67) 化学肥料は対象にならないか。
- (問68) 農業用施設の場合、1㎡あたりまたは10aあたりの補助上限はないとの理解でよいのか。
- (問69) 農家同士で売買している中古品は対象となるか。
- (問70) パイプハウスのビニール被覆資材のみは、事業対象となるのか。
- (問71) 本事業の開始前にすでに営農再開を果たした農業者が当該経営に使用している機械、施設等の単純更新は補助対象となるのか。
- (問72) 井戸掘削、育苗箱・プラスチックコンテナ箱等も対象となるのか。
- (問73) 加工業務用野菜の生産、流通、販売に取り組む場合、出荷用のスチールコンテナは事業対象となるか。
- (問74) 従前の施設立地場所と異なる場所での施設整備を行った場合でも対象となるのか。その場合、土地(農地)の購入費用は対象となるのか。
- (問75) 施設整備に係る整地費は対象となるのか。
- (問76) 既に再建に取りかかった農業施設等も遡及して事業対象にできないか。
- (問77) 農家が自力施工で施設等を整備した場合は、農家自らの労賃見合いも助成対象となるのか。
- (問78) 既に他の補助事業で施設・家畜の導入を実施済みであるが、本事業で家畜の追加購入を行う場合は対象となるのか。
- (問79) 施設整備に伴い、家畜の飲水や施設園芸作物の栽培等に使用する水源を確保するためのボーリング経費は、対象となるのか。

- (問80) 家畜導入について農家当たりの上限頭数はあるのか。
- (問81) 牛を導入する場合の対象経費と必要書類はどのようなものか。
- (問82) 震災前に他者から借りていた畜舎等を再び借りて経営を再開する場合、あるいは新たに他者から畜舎等を借りて経営を再開する場合、借り受けた畜舎等の増改築、修繕等にかかる費用は対象となるか。
- (問83) 住宅を撤去し、その跡地に畜舎を導入する場合、住宅撤去費は対象となるのか。
- (問84) 畜舎の修繕で、牛床をコンクリート張りにする際の生コン購入費は対象となるか。
- (問85) 和牛の放牧に係る草地造成経費、電機牧柵の設置経費、水場及び簡易給水(削井)工事費は対象となるのか。
- (問86) 営農型発電でめん羊(羊毛用)の導入を予定しているが、本事業でめん羊の導入は可能か。
- (問87) 実施要領に規定する果樹の補助金の上限額に係る「主要果樹」、「りんごわい化栽培等」とは具体的に何が対象となるのか。
- (問88) 果樹以外の農作物の棚等の施設整備に要する経費については、補助対象となるのか。
- (問89) 実施要綱別表2の事業内容「花き等の種苗等」について、花きの具体的内容は何か。
- (問90) 実施要綱別表2の事業内容「花き等の種苗等」について、「等」とはそれぞれ具体的に何を対象としているのか。
- (問91) 実施要領第8に規定する、「当該種苗を用いた生産が、複数年継続するものに限る」とは、具体的に何を指すのか。

【 1. 事業対象地域について】

(対象地域)

(問 1) 本事業は、被災12市町村の避難区域等の区域に限定されずに、該当市町村全域が対象となるのか。

(答)

該当12市町村内の農業者は、避難区域等に限らず原発被災により大きな影響を受けており、該当市町村全域で農業者の帰還や営農再開を促進することは重要であることから、本事業では12市町村全域を対象としている。

(12市町村外での営農再開)

(問 2) 12市町村外で営農再開する場合は対象になるか。

(答)

本事業は専ら12市町村への帰還と営農再開の促進が目的であることから、12市町村外で営農再開する場合は、対象とならない。

(12市町村外で既に営農再開している者)

(問 3) 被災農業者が12市町村外で既に営農再開を行っている場合、被災前の12市町村に戻って営農を行う場合には対象になるのか。

(答)

既に他の場所で営農再開していても、12市町村で行う場合には、新たに営農を再開する者となるので対象となる。

(帰還困難区域等の取扱)

(問 4) 農地が依然として帰還困難区域等であり、居住することや通い耕作も難しい地域の取組も事業対象になるのか。

(答)

居住制限や日中の立入制限が課せられている地域では、通常の農業を営むことは困難であると考えられるので、事業対象とならない。ただし、通い耕作等が可能な場合には、その営農実態に応じて対象となるか検討する。

(県外で営農再開する場合の取扱)

(問 5) 経産省が実施している「原子力被災事業者事業再開等支援事業」では、県外で事業再開する場合であっても事業対象(補助率 1 / 3)となるが、なぜこの事業では対象外なのか。

(答)

本事業は専ら、原発被災により農産物生産の中止等が余儀なくされた被災12市町村の農業者の帰還や営農再開の支援を目的としていることから、県外での営農再開は対象としていない。

(避難区域等とそれ以外の区域の取扱)

(問 6) 同じ12市町村であっても、避難区域等とそれ以外の区域では被災度合いが大きく異なることから、事業上の取扱(補助率、優先採択等)に差を設けられないのか。

(答)

本事業は、被災12市町村全体として、農業者の帰還と営農再開を促すことにより、各市町村の営農再開や農業振興を図り、もって地域全体の帰還と自立に貢献するものであることから、避難区域等の内外で事業上の取扱に差を設けていない。

【2. 事業対象者】

(農産物の販売目的の農業者の範囲)

(問 7) 実施要領の第7の(1)の農産物の販売を目的とする農業者とはどのような農業者か。また、その場合はどのように確認するのか。

(答)

販売を既に行っている若しくは販売を行うことを目標とする農業者は対象となるが、専ら自給のために営農を行う農業者は対象とならない。

ただし、自給的農家であっても、生産する農産物の一部について、市場や農産物直売所等への出荷等の販売を行っているか、または今後販売を行う事業実施計画を策定すれば対象となる。

なお、販売を行う農業者の確認は、過去の販売伝票や課税証明(農業所得)、農地台帳、営農の規模等から判断を行う。

(株式会社、農協、NPO等の取扱)

(問 8) 株式会社等の法人は対象となるか。また、農協やNPO法人、農外から参入する株式会社、農業者が組織する団体等は対象となるのか。

(答)

実施要領に規定する、集落営農組織、農事組合法人、農地所有適格法人、特定農業団体・特定農業法人、認定農業者、認定新規就農者の要件を満たす限り、法人も対象となり、知事が特に必要と認める者として、いわゆる農地のリース方式による農業参入者や、農地を利用しない形で農業を行う法人(例 植物工場、野菜苗工場、畜産事業者)も対象となる。

なお、農協等の農業団体は、自ら農業を営む者となることを想定していないため、対象としていない。

(年齢制限の有無)

(問 9) 対象者の年齢制限はあるのか(高齢者は対象外なのか。)

(答)

販売を目的に農産物の生産を行う農業者であれば原則として年齢制限等はない。しかしながら、補助対象の農業機械や施設については、法定耐用年数等との整合性や営農継続の確保の観点もあり、少なくとも、事業申請者がこれらの農業機械、施設等を、事業実施計画期間中も含めて継続的に使用して営農を行っていく見通しがあるのか、事業計画の審査の段階で確認をすることになる。なお、認定新規就農者については、青年(原則18歳以上45歳未満)及び知識・技能を有する者(65歳未満)のほか、法人の役員に年齢制限があることに留意いただきたい。

(新規就農者の取扱)

(問10) 新規就農者は県外者も含めて対象となるのか。

(答)

本事業は、被災農業者の営農再開を目的としているが、被災12市町村の農業の担い手が著しく少ない厳しい実態を踏まえて、新規就農者について、12市町村で営農する場合は、県の内外を問わず対象としている。なお新規就農者について、農業経営基盤強化促進法に基づく認定新規就農者を基本とする。

(兼業の商工事業者の取扱)

(問11) 経産省が実施している「原子力被災事業者事業再開等支援事業」の助成を受けている商工事業者が、農業を営んでいる場合、本事業は対象となるか。

(答)

商工事業者が「原子力被災事業者事業再開等支援事業」を利用されている場合であっても、農業者として本事業の要件を満たす限り、対象となる。

(営農再開後の休止者の取扱)

(問12) 被災後に一度営農再開(県内、県外を含む)したが、その後休止し、今回新たに営農再開する場合は対象となるか。

(答)

被災前に12市町村で営農されていた者であれば、過去の営農の再開・休止の有無にかかわらず対象となる。

(家族等への経営移譲の取扱)

(問13) 被災後に家族に農地や経営権を委譲した場合には、当該受譲者は対象となるのか。

(答)

被災12市町村で受贈者や権利受譲者が営農を行う場合は対象となるが、委譲・受贈を確認できる書類の提出が必要となる。

(避難や作付中止をしていない者の取扱)

(問14) 補助対象者について、被災後は、避難も作付中止もしておらず、営農を継続している人は対象となるのか。

(答)

被災12市町村は全体として原発被災が地域の農業に与えた影響が大きく、これら市町村全体としての営農再開等の促進による農業の振興が、地域の帰還促進や自立にも特に重要であることから、避難者や作付中止者以外の者であっても、規模拡大や新規作物の導入等も含めて生産拡大等に取り組む農業者を対象としている。

(営農再開等を行う農業者の範囲)

(問15) 「営農再開等を行う農業者」とは具体的にどのような者か。

(答)

実施要綱や実施要領に規定する通り、農協法等に基づく者の要件のほか、農産物販売を目的とする農業者と規定している。このため、いわゆる土地持ち非農家や自給的農家も含めて、農産物販売を行わない農業者、すなわち、専ら農産物自給を目的とする農業者は対象としていない。なお、「農業者」の範囲には新規就農者も含み、「営農再開等」の範囲には、被災により休止していた営農の再開以外にも、本事業の開始以前に営農再開を果たした者であっても、本事業を活用した追加投資により生産の拡大等(規模拡大、新規作物の導入等)を行う者も含まれる。

(東電賠償の取扱)

(問16) 東電賠償金を受給している場合は、本事業は使用できるのか。

(答)

本事業は、農業者の営農再開等を通して地域農業の再生を図ることを目的とした事業であり、本補助金の受給にあたって、東電賠償金の受給の有無は関係ない。

(後継者が確保されていない高齢農業者の取扱)

(問17) 事業対象者については年齢制限を設けていないが、後継者が確保されていない高齢の農業者も事業の参加が可能なのか。

(答)

本事業は、農業者の被災前の営農状態への復帰及び生産拡大等を目的としているため、対象者の年齢制限等は課していないが、事業実施計画の承認審査の段階で、事業実施計画期間中の導入機械・施設等の継続利用はもとより、その後の利用見通し等も実態上加味して審査することになると考えている。さらに、補助金適化法等の趣旨(耐用年数未満の処分に係る補助金返還等)の周知や、実施要綱の第12(事業の適正な推進及び執行の確保)及び別記の3(導入した農業用機械、施設等の管理運営等)に基づく指導等により、事業対象者に対する機械、施設等の継続利用の確保を図ることとしている。

(新規就農者のフォローアップ)

(問18) 被災12市町村内で就農する新規就農者に対するフォローアップとは具体的に何か。

(答)

本事業では、被災地に戻る農業者が少ないなど、深刻な農業従事者不足に鑑みて、新規就農者も対象としており、その際には認定新規就農者を基本として、市町村を中心に、県の農業普及組織や農業団体によるフォローアップや支援を想定している。

(法人化・組織化、12市町村外の農業者の取扱)

(問19) 被災12市町村内の個人の農業者が、本事業を契機に法人化や農業者団体の組織化を行っても対象となるか。

また、県外を含む被災12市町村外の地域で既に農業を営む者が、被災12市町村で新たに農業を営む場合にも対象となるか。

(答)

被災前に12市町村内で営農を行っていた個人の農業者が、本事業を契機に法人化や組織化を行う場合でも、事業対象者等の要件を満たせば対象となる。

また、県外を含む12市町村外の地域で既に農業を営む者が、被災12市町村で新たに農業を営む場合にも、実施要綱等に規定する各種の事業要件を満たせば、対象となる。

(被災地域農業復興総合支援事業との関係)

(問20) 実施要綱の別記の1の(10)の規定の趣旨は、農業用機械、施設の導入について、被災地域農業復興総合支援事業で経営展開される者は、本事業は利用できないということなのか(同一の者が二つの事業を併用することは出来ないのか)。

(答)

本規定は、被災地域農業復興総合支援事業の機械・施設等の導入に関連して策定される「被災地域の農業の復興に関する目標」の下で、市町村の議決を経て無償リース等により機械、施設等の導入を既を行っている者、若しくは選定される見込みのある者は、本事業において、同一の人格・組織としては、無償リース等により導入した機械・施設等と同一のものを導入することを目的に本事業の対象者となることが出来ないことを規定しているものである。

従って、これらの要件に該当しない場合、例えば、被災地域農業復興総合支援事業の用途にない家畜の導入や、被災地域農業復興総合支援事業により既に導入された機械・施設とは関連のない別の作物(例：園芸作物)での機械・施設の導入等の場合は、この規定にかかわらず、対象とすることができる。

【3. 事業計画の内容】

(事業計画の対象期間)

(問21) 事業計画の対象期間は何年間とするのか。

(答)

事業実施計画の対象期間は、本事業の実施期間(平成28年度～32年度末)が基本となる。ただし、取組の内容や導入する農業機械や施設の規模、耐用年数等に応じて、対象期間が異なる場合も考えられるので、県農林事務所等に相談いただきたい。

(被災前と異なる作物等の取扱)

(問22) 被災前に営んでいた作目や畜種と異なるものに取り組む場合も対象となるのか。

(答)

被災12市町村で営農再開等を行い、事業メニューに該当するものであれば対象となる。

(特認要件の市町村の復興計画等)

(問23) 補助対象経費の上限額の特認である3千万円の要件に、「市町村が策定する復興計画等に沿ったものとして市町村が確認した者」とあるが具体的にどのような計画が該当するのか。

(答)

12市町村が原子力災害からの復興に向けて策定した復興計画(任意)、地方自治法に基づく市町村の総合計画、市町村の農業関係の各種振興計画(農業の復旧・復興に向けて、市町村が独自に策定する地域農業マスタープラン、営農再開ビジョン、農業事業構想や、地域の中心的な経営体等を明らかにする人・農地プラン等)が該当する。

(特認の具体的要件)

(問24) 補助対象経費の上限は1千万円で、特認で3千万円まで可能ということだが、特認の要件は、具体的に何か。

(答)

実施要綱別記1(5)のとおりであり、具体的には、①市町村の復興計画等に沿った取組であること、②申請者の経営規模や経営内容からみて、事業実施計画書に記載されている計画及び事業費の規模が多額の初期投資経費に該当することについて、市町村がそれぞれ確認した上で、知事が当該事業実施計画を承認することが要件となる。

具体的には、事業実施計画書の中に記載されている、営農再開目標の記述や営農再開の目標値(面積や頭数、生産量等)、規模決定根拠の資料や、知事が必要に応じて求める資料等をもとに判断することになる。

(同一者の2回以上の計画申請の取扱)

(問25) 農業機械と施設等の導入を別々の計画書として作成し、例えば、1年目と2年目に別々の計画書を提出すれば、各1千万円(特認の場合は3千万円)の事業費とするなどして、2回以上の申請が認められるか。

(答)

本事業は、単一の年度内に策定される事業実施計画に基づき、営農再開等に必要な機械、施設等を導入することが基本であるため、基本的に2回以上の申請は認められない。ただし、営農する作目が異なり、既に本事業により導入された機械・施設等との間に相互の関連性が全くなく、新規の取組であることなど、各々の事業実施計画の内容が別個の独立の内容と認められる場合、又は、単一の年度内の機械・施設等の一括導入が、例えば、複数年次に及ぶ計画的な家畜の導入など、営農再開等を行う上で困難であることが合理的に説明でき、かつ、県知事が特に確認した場合には、補助対象経費の上限額(1千万円、特認3千万円)の範囲内で例外的に認められる場合がある。

なお、実施要綱の別記の1の(2)では、「自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を本事業に切り替えて実施するものでないこととする。」と規定しており、本規定も踏まえて判断していくことになる。

(親子経営の取扱)

(問26) 親子で経営を分けている場合、補助対象経費は上限 1 千万円ずつ合計 2 千万円が対象となるのか。

(答)

親子であっても、生計や経営が、関係書類等をもとに明確に分離し得ていることが確認できる場合には、各々が独立した事業申請主体として取り扱うことができるが、各々の事業実施計画の取組内容の独立性等は審査段階でチェックすることになる。

(3 千万円を上回る事業費の取扱)

(問27) 事業費が特認の 3 千万円を上回る施設整備等については、事業対象となるか。

(答)

本事業は、営農再開する農業者の初度的投資の負担軽減であることから、補助対象とする事業費の上限(特認)が 3 千万円であり、それを上回る事業費分は補助金の対象とはならないが、導入する機械、施設等が物理的に分離し得ない密接不可分なものである場合等には、実施計画書に記載する事業費が 3 千万円を越える場合もあり得る。

(保安全管理の取扱)

(問28) 農産物の出荷・販売をせずに農業者が自ら農地の保安全管理を行う場合に、農業用機械等の導入は対象となるか。また、農業用機械等の導入の当初は出荷・販売を行わず、数年後に出荷・販売を行う場合は対象となるか。

(答)

実施要領の事業実施者の要件にある「農産物の販売を目的とする農業者等」とは、出荷・販売等を行う計画を策定し、計画期間内にその実現に取り組む農業者等を指すものである。

従って、必ずしも、計画の初年度を含めて全生産物全量の出荷・販売等を要件とするものではない。

これは、生産物のお荷・販売等に向けた準備・管理作業とその取組の進展には、地域や農業者、農地の立地条件等ごとに違いがあり、例えば、取組当初の期間などにおいて、販売目的の農産物の作付けまでには至らないものの、除草・防虫や土づくりなど、農作物の作付けのための準備・管理作業が一定の期間、行われる場合があることに配慮したものである。

このため、事業実施計画書に基づき、出荷・販売等を実現するための農作物の作付けの準備・管理作業等に必要な機械・施設等についても実施要綱に規定する事業用途に沿って対象とすることができる。

但し、計画期間内に出荷・販売等を全く行わない場合は対象とならず、専ら農地の保安全管理のみに取り組むための農業用機械等も対象外である。

(営農が継続されてきた農地の取扱)

(問29) 事業対象の農地については、対象農業者が管理(利用権及び作業受託)する農用地であれば、営農再開の如何を問わず、既に営農が継続されている農用地も対象となるのか。

(答)

被災12市町村であれば、既に営農が継続されている農用地であっても、本事業の活用により、生産拡大(規模拡大、新規作物の導入等)等の取組を行う場合には対象となる。

(機械、施設の下限利用規模)

(問30) 従前の機械・施設を整備する場合、下限面積などの制限はあるのか。

(答)

実施要綱別表2の1の(10)にあるとおり、「福島県特定高性能農業機械導入計画」に記載のある機械の場合は、その利用規模下限面積をおおむね満たす必要がある。ただし、地域の実情に照らして、知事が特に必要と認める場合は、事業実施計画書に添付される機械、施設等の規模決定根拠資料等をもとに審査し、過剰投資や不効率な利用とならないことを確認することとなる。また、同導入計画に掲載されていない機械については、同様に知事が審査して、適正規模等を確認することとなる。

(機械等の単純更新)

(問31) 事業目的に合致し、他の要件等を満たしている場合、機械等の単純更新は事業の対象となるか。

(答)

既に営農再開を果たしている者が、機械、施設等を単純更新する場合には、基本的に対象とならない。

ただし、被災により営農を休止していた間に、所有機械等を複数年利用しておらず故障などにより利用が困難な場合であって、被災前の営農規模相当に復帰するため、あるいは新たにに取り組む作物生産のために必要な機械等の規模が結果的に被災前と同等規模である場合には、単純更新でも対象となり得る場合がある。

(当面の営農再開が未定の取扱)

(問32) 平成29年度に帰還して営農再開の準備に取り組み、平成30年度に本格的に営農を再開して作物栽培を拡大する(ただし、取組面積は未定)ことを前提に、平成29年度に農業機械、施設を導入する場合は対象となるか。

(答)

平成30年度 of 取組予定面積が具体的に明らかでない段階での平成29年度の機械、施設の導入は結果的に過剰投資、不効率利用となる恐れがあることから、対象とすることは困難である。

一方で、事業実施計画書において、平成29年度に営農再開準備の取組面積等を明らかにした上で、一部の作物栽培と販売を含めて本格的に営農に取り組む平成30年度以降の内容を明らかにした事業実施計画を策定して、その達成見通しも含めて知事の審査・承認を受けることにより、平成29年度からの農業機械、施設の導入を行うことは可能となる。

(実績報告書の簡素化)

(問33) 事業実施主体が作成する実施計画書(実績報告書)の様式簡素化できないか。

(答)

実績報告書は、機械、施設等の整備事業及び営農再開等の進捗を把握する上で必要な内容であり、簡素化は困難である。

(消費税の取扱)

(問34) 補助金の上限額は、事業実施主体が消費税の課税または非課税事業者であることに問わず、一律に適用されるのか。

(答)

補助金の上限額の取扱は、他の補助事業と同様であり、補助金に係る消費税仕入控除税額がある事業実施主体(以下「課税事業者」という。)、補助金に係る消費税仕入控除税額が本来的にない事業実施主体(以下「非課税事業者」という。)を問わず一律に適用されると考えている。その上で、例えば、上限費20万円、本体価格(税抜き)17万円、消費税2万円である場合、

課税事業者は消費税以外の17万円が補助対象額、

非課税事業者は消費税込の19万円が補助対象額

となるので、補助対象額については、課税事業者であるか、非課税事業者であるかにより異なることになる。

(廃材処分益の取扱)

(問35) 骨材等の廃材を処分するにあたって利益が発生する場合、事業費はどのように算定すればよいか。

(答)

廃材の処分にあたり利益が発生する場合は、事業費から差し引く必要がある。

【4. 手続き等】

(農業者の相談先、手続き)

(問36) 事業計画の策定の相談や提出先等の手続きはどのように行うのか。

(答)

事業計画の策定に係る相談や手続き等に関する照会については、基本的に、本事業の主たる事務を担う県農林事務所が行う。

また、市町村については、申請者の所在確認や要綱・要領等の要件を満たす事業実施主体であることの確認、3千万円の特認事業費に係る復興計画等の確認に加えて、農業者からの相談対応などを担当することになる。

さらに、農林水産本省、東北農政局、同局震災復興室チーム、福島県農業関係部局において事業の周知や照会・相談の対応を行うこととしている。

このほか、農協等農業関係団体に対しても事業の周知を行うことにより、農業者からの相談や照会に協力いただくこととしている。

(事業参加の申込み時期)

(問37) 事業の参加申し込みはいつでも出来るのか。

(答)

国や県のホームページなどにより周知される事業申請期間内に参加の申込みをしていただくことになります。

(最速で事業着手が可能な時期)

(問38) 平成28年度は、いつから事業着手可能か。

(答)

県が定める事業申請期間中(平成28年度第1回：平成28年12月9日～平成29年1月13日)の申請を経て、順次、計画の審査及び承認、補助金交付決定の手続きを経て事業着手が可能となる見込みである。

(事業着手の遡及)

(問39) 事業着手において遡及できるのか。

(答)

実施要綱第3の3の規定のとおり、事業の着工等は、補助金交付決定に基づくことが原則であり、遡及適用は行わないこととしている。

ただし、やむを得ない事業の場合には、例えば、事業計画の承認後等において、補助金等の交付決定前に行うことは、実施要綱の規定にのっとり可能である。

(事前着工の取扱)

(問40) 事前着工は対象となるか。

(答)

実施要綱に規定するとおり、一定の要件のもとに、補助金の交付決定前に事前着工は可能である。

具体的には、補助金交付の内示後であって、やむを得ない事情により着工する場合であって、諸般の事情で補助金交付がされなくとも異議を申し出ないこと、補助金交付決定前に事業計画を変更しないこと、補助金交付決定前に災害を受けた場合は自己負担で復旧すること等の条件を承諾し、あらかじめ、所管の農林事務所長に関係書類を提出する場合である。

(事業申請前の購入資材の取扱)

(問41) 事業の申請前に、事業の適用を期待して、事前に購入した資材や施設、機械は、領収書を確保しておけば事業対象となるか。

(答)

本事業は、交付決定後の着工が原則であることから、事業の申請や承認等の前に購入等を行ったものは対象にならない。

(年度をまたがる導入の取組)

(問42) 農業機械の導入、施設整備は、年度をまたがって(2カ年)取り組むことも可能か。

(答)

事業実施は、事業計画が承認された年度内に竣工することが原則である。ただし、災害等特別なやむをえない事由がある場合には、所定の手続きを経て翌年度に及ぶ場合もあり得る。

(交付決定前の事業着手)

(問43) 平成28年度は、年度途中からの事業執行となるが、交付決定前着手はどの程度まで認められるのか。

(答)

実施要綱に規定するとおり、原則は個々の事業費の補助金交付決定に基づき事業着手するものである。

ただし、やむを得ない事業の場合には、例えば、事業計画の承認後の割当内示等において、補助金の交付決定前に着手を行うことは、実施要綱等の規定にのっとり可能である。

(申請時に必要な書類)

(問44) 平成28年度内の事業竣工を目指す上では日程が限られており、あらかじめ準備できる資料や書類は準備しておくことが望ましいが、事業計画書の申請の際に求められる内容は何か。参考見積書が準備できていればよいのか。

(答)

事業実施計画書に定められている様式に沿って資料や書類をあらかじめ準備しておくことが望ましい。28年度の事業実施においては、年度内竣工が可能な範囲での事業計画の策定・承認・補助金交付・事業実施が基本となるので、実施可能な事業メニューの選定や事前の見積書類の準備等が重要となる。

(被災前営農面積の確認)

(問45) 事業実施計画書に記載する「被災前営農面積」について、水稻以外は根拠資料がなく確認できない場合、事業実施主体の自己申告の数値をもとに確認することによいか。

(答)

事業実施計画にある被災前営農面積は、申請者が保有する関係書類をもとに自己申告により記載することが基本であるが、その確認は、関係機関、団体が保有する関連データをもとに利用可能な範囲で行うこととする。

(実施計画書に記載する農地等の面積)

(問46) 実施計画書に記載する農地等の面積は、固定資産税課税明細書や農家台帳等の数値を記載するのか。

(答)

固定資産税課税明細書と事業実施計画上の受益面積が必ずしも一致するとは限らないが、可能な限り正確な営農再開等面積を記載することが求められる。なお、受益面積が不確定な場合は、農業者自身が数値を把握するために、必要書類との突合を行うことにより事業計画書に記載する。

(機械の下限利用面積の判断基準)

(問47) 営農再開地域の農地は狭隘で経営規模も小さい。一方で、今後、農業者の減少で農地集積が進むことが予想されるが、その時期が容易に見通せないことから、補助対象となる施設・機械の規模は、本来必要な機械等の利用面積の1/2以上であれば対象として良いか。そうでない場合には、どのようにして利用規模の下限面積を設定するのか。

(答)

機械の導入にあたっては、実施要綱別表2の1の(10)の規定のとおり、県が定める下限面積をおおむね満たすことが基準とされており、これに基づくことが基本である。

ただし、原子力被災地の農業支援という点では、地域の立地条件や、営農再開の規模、進捗見込みは、地域や個々の申請事業者毎に異なることから、事業計画内容の実現の見通しや規模決定根拠となる資料を十分に精査の上で、個々の事業計画毎に個別に判断することも可能である。

この場合は、同規定に基づき、別に利用規模の下限面積を定めるとしており、その規模決定根拠を、実施計画書の添付資料をもとにその理由及び妥当性も含めて、福島県知事が特に必要と認めるものとして適切に判断する。

(中古品農機の見積徴取)

(問48) 中古農機具の場合、現品限りあるいは在庫量が少なく、複数社からの見積徴取が困難な場合、1社のみとなった理由書を添付することによりか。

(答)

中古であっても営農に必要な機種や能力等の仕様の作成は必要であり、実施要綱にあるとおり2年以上の耐用年数があることなどが確認できる見積を徴取する。なお、中古品であることを理由に複数社からの見積が困難な場合は、その理由書の添付が必要となる。

(現地実行価格算定に係る実施主体の事務)

(問49) 「補助対象とする経費は、取組の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定」とあるが、これを担保するために事業実施主体にはどのようなことを行う必要があるのか。

(答)

実施要綱別表2のとおり特定高性能農業機械導入計画にある場合は、導入する機械の利用下限面積をこの基準を概ね満たすことが条件である。また、地域の実情に照らして必要な場合は、同要綱の「福島県知事が別に利用規模の下限面積を定めることができる」規定を根拠に、事業計画書の審査の過程で、農業者によって添付される規模決定根拠資料等をもとに福島県が適正に判断することとする。

なお、執行においては入札又はこれによりがたい場合は、理由書を添付して見積合わせを行う必要がある。

(古品、古材の耐用年数の評価方法)

(問50) 古品古材について、利用管理を行う上で不都合の無い適正な耐用年数(機械単体は2年以上)であることをどのような基準・方法で評価するのか。

(答)

他の事業で古品、古材を対象とする場合の評価方法を参照するとともに、耐用年数が不明な場合はメーカーに評価をしてもらうこと、または、残存年数をもとに修繕によって延長されると見込まれる年数をメーカーに評価をもらい、それもとに年数を加算する方法などが考えられる。

(自己負担分の資金確保の確認)

(問51) 事業実施主体の自己負担分の資金が適正に確保されていることが確実と見込まれなければならないことをどのように確認するのか。

(答)

県事務取扱様式第1号において、事業計画申請書に自己資金等が確保されていることがわかる資料を添付していただくこととしている。

【5. 補助対象経費】

(農業機械の規模・金額)

(問52) 農業機械はその規模や金額を問わず、あらゆるものが対象となるのか。

(答)

実施要綱別表2の1の(10)にあるとおり、「福島県特定高性能農業機械導入計画」に記載のある機械の場合は、その利用規模下限面積をおおむね満たす必要がある。ただし、地域の実情に照らして、知事が特に必要と認める場合は、事業実施計画書に添付される機械、施設等の規模決定根拠資料等をもとに審査し、過剰投資や不効率な利用とならない規模や金額の範囲内であることを確認することとなる。また、同導入計画に掲載されていない機械については、同様に知事が審査して適正規模等を確認することとなる。

このため、営農再開等に必要の種類・内容の農業機械の導入について、適正な事業計画を定めることが必要である。

(中古の機械・施設)

(問53) 中古の機械・施設は対象となるのか。

(答)

実施要綱の別記 1 の(4)の規定のとおり、中古や古品であっても、一定の要件の下で対象となる。

(農機具の修繕の取扱)

(問54) 農機具の修繕は対象になるか。

(答)

本事業は、営農再開等の支援という事業趣旨を踏まえ、農機具の修繕は対象となる。

(軽トラックの取扱)

(問55) 軽トラックは対象になるのか。

(答)

実施要項の別表 2 の(9)の規定のとおり、農業経営の用途以外に容易に転用使用が可能な汎用性の高い運搬用トラックに軽トラックは該当することから、対象とならない。

(機械・施設のリース経費の取扱)

(問56) 農業機械、施設のリース購入に係る費用は助成対象か。対象とならないとすれば、その理由は何か。

(答)

本事業は、

- ① 営農再開等を行い、事業実施計画期間後も、導入した機械・施設等を活用して安定的に営農を継続していくことを支援するために、営農再開に必要な初度的な投資(購入経費)を高い補助率(3/4)により補助することにより、農家負担の軽減を図っていること、
- ② 福島復興再生加速化交付金により実施される被災地域農業復興総合支援事業(市町村長の特認及び市町村の実施主体により、一定の要件を満たす取組について、個人に対する機械・施設の無償リースが対象となる制度)との事業メニュー上の違いを明確にすること

から、実施要綱別記の 1 の(7)のイ)に規定するように、機械、施設等のリース購入は対象としないこととしている。

(農業用トラクター)

(問57) 農業用トラクターは、補助対象となるのか。

(答)

実施要綱別記の 1 の(1)から(9)に規定する営農作業に必要な農業用機械に該当する場合は、農業用トラクターも対象となる。

(農業用トラクターのオイル等の取扱)

(問58) 農業用トラクターの修理部品、オイル等の消耗品は事業対象となるのか。

(答)

実施要綱別記1の(4)において、増築、改築、併設及び修繕等、又は古品古材の利用も認められていることから、被災前の農業用機械の修理に必要な部品やこれと合わせて購入するオイル等を購入する場合、若しくは業者に修理を依頼する場合は、「修繕等」に該当することから、対象となる。ただし、修繕を行い、再利用が可能となった後の機械の維持管理用の備え付けオイル等は対象とならない。

(アタッチメント部品等の取扱)

(問59) 営農再開等に必要であれば、アタッチメント(トラクターの作業機等)や修繕(経年劣化したハウス被覆資材の交換、既存機械のメンテナンス)も対象となるのか。

(答)

実施要綱の別記1(4)の規定のとおり、修繕を対象としていることから、営農休止者が営農再開を行うにあたって必要となる修繕は対象となる。

また、営農を再開する上で、トラクターのアタッチメント(作業機等)も実施要綱の別表2の(1)～(9)の用途に必要なものである場合には、トラクターとの一体的な導入、単独導入も対象となる。

(現在よりも大きめの機械の導入の取扱)

(問60) 現行よりも大きめの機械の導入は対象となるか。

(答)

実施要綱別記に規定するとおり、導入する機械の具体的な規模については、県の定める判断基準等に沿って、事業実施計画に記載される営農面積の実現の見通しや規模決定根拠資料等を踏まえて、過剰投資、不効率利用とならないように判断することになる。

(汎用性機械の取扱)

(問61) バックホー、重機等の汎用性のある機械は対象となるか。

(答)

実施要綱別表2の1の(9)の規定のとおり、農業経営の用途以外に容易に転用使用が可能な汎用性の高い運搬用トラック、フォークリフト、シャベルローダー、バックホー、パソコン等は、一定の要件に該当しない限り、原則、対象とならない。

(加工・直売用機械の取扱)

(問62) 今後の経営発展を見据え、農業生産用機械のみならず、加工や直売用の機械も対象となるのか。

(答)

実施要綱別表2の1の規定のとおり、農産物の生産、流通、販売に必要な機械であり、同項(1)～(9)に該当する場合には、対象となることがある。

ただし、あくまで、事業実施計画期間内に実現させるものであり、本事業の目標である、実施要綱1の趣旨・目標にある農地の営農再開に結び付く事業実施計画の取組内容の一環として導入されることが必要である。

(他事業で導入した機械・施設等の処分)

(問63) 既に他の補助金により機械・施設を導入していた場合に、当該機械・施設を処分して、本事業で整備することは可能か。

(答)

実施要綱の別記の3の規定に基づき、補助対象の機械・施設の法定耐用年数が残っている期間の途中で中止、処分等を行うことは、特別の場合を除き、原則認められていない。また、処分等が認められる要件に該当する場合にあっても、事前に知事承認等の一定の手続きが必要であり、当該処分により収入があった場合には、福島県に返納することになる。

なお、これらの手続きを経た後に、本事業の実施要件に適合する事業計画が策定される場合には、整備することができる場合がある。

(加工用機械・施設の取扱)

(問64) 農産物の加工用機械や施設は事業対象となるのか。

(答)

実施要綱別表2の1「農業用機械等の導入」では、農産物の生産、流通、販売に必要な機械として、「(8)調製・出荷用機械等」を規定しており、加工用の機械は、生産から、流通、販売に至る前処理の段階の工程に該当する機械であることから、「調製・出荷用機械等」として対象になる。

施設については、導入する加工用の機械を稼働させる上で必要最小限の内容に限り対象となる。

ただし、本事業の目標は、農地を活用した営農再開であることから、あくまで生産と一体的な取組として加工が行われる場合に限るものとする。

(直売所施設の取扱)

(問65) 農産物直売施設は、事業対象となるのか。

(答)

実施要綱別表2の2「施設の整備等」に規定する施設に該当しないため、対象とならない。

(鳥獣害対策としてのICT機器の取扱)

(問66) 鳥獣害対策用のICT機器は対象となるか。

(答)

本事業は、実施要綱に規定する、農業者の営農再開等に必要な機械、施設等を導入するものであることから、鳥獣害対策に必要な機器は対象としていない。

(化学肥料の取扱)

(問67) 化学肥料は対象にならないか。

(答)

本事業は、営農再開等に必要な機械、施設等の導入を支援するものであるため、毎年必要となる経常的経費である肥料等の資材経費は対象としていない。

(施設の補助上限単価)

(問68) 農業用施設の場合、1㎡あたりまたは10aあたりの補助上限はないとの解釈でよろしいか。

(答)

本事業の要綱、要領では施設の単位面積あたりの補助上限単価は、設けていないが、過剰投資や不効率利用を回避する観点から、高価な施設でないかどうかの確認は、他の国等の補助事業等の単価も参考にして、申請者の規模決定根拠資料等を踏まえて、計画審査の段階でチェックすることになる。

(農家同士の古品売買の取扱)

(問69) 農家同士で売買している中古品は対象となるか。

(答)

実施要綱別記1の(7)のア)において、経費の根拠が不明確で履行確認ができないものは対象としていないことから、中古品の残存耐用年数、評価額等が第三者からの見積等により客観的に確認できなければ、対象とならない。

(パイプハウスの被覆資材)

(問70) パイプハウスのビニール被覆資材のみは、事業対象となるのか。

(答)

実施要綱別記1の(4)において、増築、改築、併設及び修繕等、又は古品古材の利用も認められていることから、被災前の既存のパイプハウス等の骨材等を活用して、営農を休止していた農業者が、ビニール被覆資材等を購入する場合、若しくは工事業者に施工発注する場合には、「修繕等」に該当することから、対象となる。
(本事業の導入以前に営農再開を果たした農業者が、被災していない施設の被覆資材のみを購入する経費は、費消的経費であり、単純更新となるため、対象とならない。)

(営農継続者の機械更新の取扱)

(問71) 本事業の開始前にすでに営農再開を果たした農業者が当該経営に使用している機械、施設等の単純更新は補助対象となるのか。

(答)

実施要綱の別記の4に規定する、「営農再開等を行う農業者等」の「営農再開等」の「等」には、本事業の実施前に営農再開を果たした農業者が該当するものであり、当該農業者が新たな作目の導入や生産拡大等の取り組む場合であっても、規模拡大を伴わない単純更新は対象とはならない。

なお、「生産拡大等」の「等」には、生産性向上や品質向上を含むものであり、これらの取組及び成果が、事業実施計画で適正に定められている場合は、これらの取組に係る機械・施設等の導入も対象となり得る。

(井戸掘削、育苗箱・プラスチックコンテナ箱等の取扱)

(問72) 井戸掘削、育苗箱・プラスチックコンテナ箱等も対象となるのか。

(答)

施設整備においては、通常は、上水道や営農用水、井戸などの利用可能な環境が確保されていることが前提となることから、井戸掘削(ボーリング経費)は対象とならないが、被災後の地域の困難な状況から、休止後の営農再開に必要な家畜の飼養や施設園芸品目の栽培等に必要となる、これらの水源確保が困難な場合は、施設整備に伴う水源確保に必要な経費として例外的に対象とすることができる。

また、育苗箱・プラスチックコンテナについても消耗品であることから対象とならない。

(スチールコンテナの取扱)

(問73) 加工業務用野菜の生産、流通、販売に取り組む場合、出荷用のスチールコンテナは事業対象となるか。

(答)

出荷用機械と一体的に導入する場合であって、実施要綱別表2の1の(9)のアの(ア)から(ウ)に準じて、他用途利用でないこと、農業経営に真に必要であること、導入後の適正利用が確認できることの要件を満たす場合に限り対象となる。

(施設整備の立地場所)

(問74) 従前の施設立地場所と異なる場所での施設整備を行う場合でも対象となるのか。その場合、土地(農地)の購入費用は対象となるのか。

(答)

被災12市町村内で営農再開等を行う際に従前の立地場所に施設を整備することが困難な場合には、被災12市町村内の違う場所での施設整備も対象となる。

ただし、土地の購入費用は対象とならない。

(整地費の取扱)

(問75) 施設整備に係る整地費は対象となるのか。

(答)

本事業では、長期にわたる営農休止等に伴う土地の不整形化・荒れ地化等の状態も想定され得ることから、施設整備を行う上で、不可欠、かつ、必要最小限の範囲で必要な整地費は対象とすることができる。

(既に再建中の農業施設等の取扱)

(問76) 既に再建に取りかかった農業施設等も遡及して事業対象にできないか。

(答)

本事業は、

- ・震災後6年近くを経る中で、これまでの間に早期に営農再開を果たし得なかった地域の農業者の置かれた厳しい状況や、農業者の営農再開が個別に進むケースがあることを踏まえて、これらの個々の農業者の今後の営農再開等を支援することが目的であることに加えて、
- ・遡及適用時点を特定の年月日で区切ることが困難であること、
- ・遡及を適用し得る必要な書類等を保管している者とそうでない者との間で不公平な取扱となること

等の理由から、本事業が施行された後の事業実施計画を対象としており、遡及適用することは困難である。

(農家の自力施工)

(問77) 農家が自力施工で施設等を整備した場合は、農家自らの労賃見合いも助成対象となるのか。

(答)

農家の自力施工に係る自己労賃部分は対象外であり、諸経費(現場管理費、一般管理費等)も対象外となる。

(家畜導入に関する他事業との区分)

(問78) 既に他の補助事業で施設・家畜の導入を実施済みであるが、本事業で家畜の追加購入を行う場合は対象となるのか。

(答)

他の補助事業で導入された施設等と明確に区分することが可能であり、本事業の事業実施計画に基づく家畜導入が、営農再開や生産拡大に必要なものであり、実施要綱の別記の1の(2)に該当しないのであれば、事業対象となる。

(ボーリング経費の取扱)

(問79) 施設整備に伴い、家畜の飲水や施設園芸作物の栽培等に使用する水源を確保するためのボーリング経費は、対象となるのか。

(答)

畜舎や園芸等の施設整備においては、通常は、上水道や営農用水、井戸などの利用可能な環境が確保されていることが前提となることから、ボーリング経費は対象とならない。ただし、被災後の地域の困難な状況から、休止後の営農再開に必要な家畜の飼養や施設園芸作物の栽培等に必要となる、これらの水源確保が困難な場合には、施設の再建整備に伴う水源確保に必要な経費として例外的に対象とすることができる。

(家畜の上限頭数)

(問80) 家畜導入について農家当たりの上限頭数はあるのか。

(答)

本事業では、導入家畜頭数の上限頭数は設けていないが、導入する家畜の補助対象経費の上限額と一頭当たりの上限補助金額に規定されて、導入が可能な家畜頭数は決定されることになる。なお、実際の導入頭数については、既存又は導入予定の飼養施設の規模等も含めて、事業実施計画案の審査において、妥当性を審査することとなる。

(家畜導入時の必要書類)

(問81) 牛を導入する場合の対象経費と必要書類はどのようなものか。

(答)

本事業における家畜導入の対象経費は、家畜購入時の価格及び購入に要する諸経費(家畜市場手数料、購入旅費、鉄道、航路、自動車等の運賃、積込料、貨車諸施設経費、輸送中の飼料費、上乗人夫賃、輸送保険料等)を含むものであり、これらの対象経費の支出が明らかとなる書類の添付が必要となる。

(借り受け畜舎等の修繕経費の取扱)

(問82) 震災前に他者から借りていた畜舎等を再び借りて経営を再開する場合、あるいは新たに他者から畜舎等を借りて経営を再開する場合、借り受けた畜舎等の増改築、修繕等にかかる費用は対象となるか。

(答)

本事業は、被災前の営農の再開が目的であることから、畜舎に係る権限(所有権等)の有無・状態を問わず、営農を再開して継続的に行い得ることを担保できる書類等が確認できれば、借り受けた畜舎等の増改築、修繕等の費用は対象になる。

(住宅撤去後の畜舎整備)

(問83) 住宅を撤去し、その跡地に畜舎を導入する場合、住宅撤去費は対象となるのか。

(答)

実施要綱において、施設の整備等に必要な撤去経費と規定しており、従前地の施設が導入施設と同一である場合に限定していないため、対象とすることができる。これは、原発被災後5年以上が経過し、地域によっては、立地上の制約から従前地に同一施設を整備することが困難な場合があることを踏まえたものである。ただし、導入施設との関連において、撤去する施設(住宅)の妥当性は、当該施設(住宅)撤去における東電賠償上の取扱いの確認も含めて、事業計画案の段階で審査することとなる。

(牛床のコンクリート化の生コン経費の取扱い)

(問84) 畜舎の修繕で、牛床をコンクリート張りにする際の生コン購入費は対象となるか。

(答)

営農を休止していた畜舎の修繕に必要な経費の一項目として計上されている場合には対象となる。

(放牧に係る草地造成費等の取扱い)

(問85) 和牛の放牧に係る草地造成経費、電機牧柵の設置経費、水場及び簡易給水(削井)工事費は対象となるのか。

(答)

本事業の実施要綱に規定する補助対象経費の使途に該当しないことから、対象とならない。

(めん羊の取扱い)

(問86) 営農型発電でめん羊(羊毛用)の導入を予定しているが、本事業でめん羊の導入は可能か。

(答)

営農型発電施設及びめん羊は、実施要綱の施設の整備及び家畜の導入に規定していないことから対象外である。

(主要果樹、りんごわい化栽培等の取扱い)

(問87) 実施要領に規定する果樹の補助金の上限額に係る「主要果樹」、「りんごわい化栽培等」とは具体的に何が対象となるのか。

(答)

主要果樹とは、かんきつ類の果樹、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びいちじくであり、りんごわい化栽培等とは、りんごわい化栽培、なし及びかきのジョイント栽培、ぶどうの垣根栽培(醸造用途の場合に限る。)である。

(果樹以外の棚等の取扱)

(問88) 果樹以外の農作物の棚等の施設整備に要する経費については、補助対象となるのか。

(答)

実施要綱別表2の2(1)ウに規定されて施設整備の対象は果樹棚であるため、施設整備の事業としては、果樹以外の棚の導入は対象とならない。

(花きの範囲)

(問89) 実施要綱別表2の事業内容「花き等の種苗等」について、花きの具体的な内容は何か。

(答)

「花き」とは、「花きの振興に関する法律」第2条において規定される、「鑑賞の用に供される植物」を意味し、具体的には、切り花、鉢もの、花木類、球根類、花壇用苗もの等を指している。

(花き等の「等」の範囲)

(問90) 実施要綱別表2の事業内容「花き等の種苗等」について、「等」とはそれぞれ具体的に何を対象としているのか。

(答)

「花き等の種苗等」のうち、「花き等」の「等」とは、花き以外の球根や宿根性の植物であって、複数年生産の用に供される品目を指し、具体的には、アスパラガス、うど、たら芽、みょうが等を想定している。対象とする具体的な品目については、福島県が「当該種苗を用いた生産が、複数年継続するもの」(実施要領第8)という判断基準を基に判断することになる。

また、「種苗等」の「等」とは、果樹や花き等の導入に際して必要となる、支柱、ネット等が該当する。

(種苗生産の複数年継続)

(問91) 実施要領第8に規定する、「当該種苗を用いた生産が、複数年継続するものに限る」とは、具体的に何を指すのか。

(答)

例えば、切り花の生産において、キク、宿根カスミソウ、りんどう、しゃくやく、カーネーション、バラ、洋ラン、ユリ、枝物類等は対象となり得るが、スイートピー、パンジー、コスモス等は対象とならない。

以 上